

学童保育負担金の減免

被災された世帯を対象に、損害状況に応じて学童保育負担金の減免を行います。

【対象となる世帯】

対象となる損害状況と、減免割合は次のとおりです。

減免適用要件	損害状況	減免割合	減免対象期間	添付書類
児童の属する世帯が居住する家屋等が損害を受けた場合	全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊	全額免除	令和6年1月利用分から 令和6年12月利用分 (申請期限要確認)	罹災証明書

【申請方法】

罹災証明書の写しを添付のうえ、減免申請書を提出してください。

【申請期限】

①令和6年1月利用分から申請

令和6年3月29日(金) 締切

※既に引き落とし済みの学童保育負担金については引き落とし口座に還付いたします。

②令和6年4月利用分以降から申請

令和6年12月27日(金) 締切

※申請月分から免除となります。遡っての免除はできません。

【問合せ先】

健康保険課 子育て支援室

◆電話番号： 0767-72-3134